

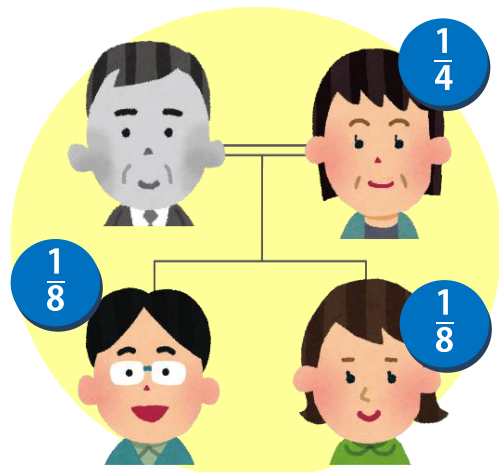
民法（相続法）改正！遺留分制度の見直し

【1】遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へ

2019年7月から施行された改正民法により、遺留分（いりゅうぶん）に関する制度の内容が改められました（新民法1042条-1049条）。

【2】「遺留分」とは？

相続財産は被相続人の所有物であるため、基本的には財産を誰に相続させるかは被相続人の意思が尊重されることになっています。たとえ遺言書に「法定相続人以外の第三者に全額相続させる」と書かれていたとしても有効です。しかし、財産が全く残されなかったとしたら配偶者や子などの相続人の生活を脅かす事態も起こりうるかもしれません。このようにあまりにも不利益な事態が生じるのを防ぐため、



民法では遺産の最低限度を一定の範囲の相続人に保障しているのです。

遺留分で保障された割合

は「法定相続分×遺留分の割合」で計算されます。遺留分の割合は、直系尊属（父母、祖父母）のみが相続人のときは1/3 それ以外の相続人であれば1/2です。

例えば、相続人が配偶者と子供が2人、被相続人には財産が1億円だとしたらそれぞれの遺留分は配偶者2,500万円（法定相続分1/2×遺留分の割合1/2）、子ども2人が1,250万円（法定相続分1/4×遺留分の割合1/2）ずつとなります。なお、遺留分が認められているのは、配偶者、直系卑属（子・孫・ひ孫）、直系尊属（父母・祖母・曾祖母）のみで、兄弟・姉妹には遺留分はありません。

【3】改正内容

①物権的効果から金銭債権へ

旧民法では、遺留分減殺請求をされた相続人は、請求をした相続人に対して「請求額相当分を金銭

で支払うか」「不動産や株式などの現物で渡すか」のどちらかを選んで返還していました。しかし、金銭で支払うことができずに、自社の非上場株式や事業用の不動産を渡さざるを得ないこともあり、相続人の生活に直接関係のある経営に影響が出てしまうリスクもありました。減殺請求をした相続人にとっても、不動産を共有分で分けることになったり、経営に興味が無いのに非上場株式を相続したり、当事者どちらも望まない結果になってしまうことも少なくありませんでした。

今回の民法改正によりこの取り扱いが大きく見直されて、遺留分侵害額に相当する金銭の請求に一本化されることになりました。例外は無く、現物での返還は一切認められません。

改正法は2019年7月1日以降に開始された相続が対象となります。ただし、必ず金銭で支払わなければならないことに配慮して、遺留分侵害額請求を受けた側がすぐに金銭を準備することが困難である場合には、支払いの期限の猶予を裁判所に求めることができるようになりました。

②遺留分算定の基礎となる財産の計算方法変更

遺留分を算定するための財産の価額の計算方法にも見直しが行われています。従来の制度では、法定相続人に対する生前贈与については、財産の前渡しであると考えられることから、何十年も前にされた贈与であっても遺留分の算定基礎財産に持ち戻されることになっていました。しかし、今後は基本的には相続開始前10年以内の贈与に限定されることになりました。

遺留分侵害額請求は権利のため、請求しない限りは発生しません。また、請求する権利には時効があります（遺留分が侵害されていることを知ってから1年間、知らなくても相続開始から10年）。

【4】おわりに

遺留分を侵害されたり、請求されたりといったことが想定される場合は、早めに対策を講じることが必要です。

朝日ビジネスコンサルティンググループにはあらゆる相続トラブルに応じる専門家がおります。ぜひご相談ください。（文責：浅野晶子）